

エルセラーン1%クラブ規約

第1条 (名称)

この団体は「エルセラーン1%クラブ」(以下1%クラブと称する)とする。

第2条 (目的)

1%クラブは、発展途上国の子どもたちの教育支援を行う国際ボランティアを主な目的とする。災害時の緊急支援などにも参画し、内外の福祉課題にも取り組む。ボランティアの充実につながる、会員のビジネス活動に資する企画・立案も行う。

第3条 (会員)

会員は、ボランティアキャプテン、パートナー等をもって構成する。

第4条 (役員)

1%クラブには代表、副代表、事務局長を置く。事務局には会計、渉外、広報担当を置く。代表には、原則として社長が就く。副代表には、副社長が就く。役員については原則として、代表が選任し、総会で承認を得る。

第5条 (総会)

リーダーキャプテン会やフェスティバルの機会をとらえて、1%クラブ総会を行う。国際ボランティアを中心に、業務の執行について決議や意見交換をすると共に、役員などの人事案件の承認、予算、決算の承認などを行う。

第6条 (所在地及び事務局)

大阪市北区南森町 2-2-15 エルセラーン化粧品 教育第二部

第7条 (理事会の設置)

1%クラブに、業務の最高執行機関として理事会を置く。理事会の事務局は、1%クラブの事務局が兼務する。

第8条 (理事の構成・選任)

理事は、原則として1%クラブ代表が選任し、1%クラブの総会で承認を得る。代表理事、副代表理事には、原則として、それぞれ1%クラブ代表、副代表が就く。理事の定数は定めない。

第9条 (理事会の職務・権限)

理事会は、次の職務を行う。

- ① 1%クラブの年次予算編成、中・長期計画の企画・立案
- ② 会員拡大など1%クラブの強化・充実
- ③ ボランティアの充実に繋がるエルセラーンビジネスの創意工夫
- ④ 規約の制定、変更および廃止

第10条~13条 (理事会の招集)(議長)(決議)(議事録) 略

第14条 (設立年月日) 1983 (昭和58) 年7月1日とする。